

保安業務資格者数算定表

事業所名

告示第1条第1号の表

保安業務区分	算 定 式	保安業務 資格者数
イ 供給開始時 点検調査	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{20,000}$	
ロ 容器交換時等 供給設備 点検	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{100 \times \text{年間実働日数【 】}}$ - 【 】 - 【 】 ただし、0未満となる場合にあつては0とする。 充てん作業者は、平成12年4月1日以降に講習(又は再講習)の課程を修了した者が該当する。	
ハ 定期供給設備 点検	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{30 \times \text{年間実働日数【 】}}$ × $\frac{1}{4}$ - 【 】 ただし、0未満となる場合にあつては0とする。 補助員を伴って点検を行う場合にあつては、30を3/4倍することができる。 充てん作業者は、平成12年4月1日以降に講習(又は再講習)の課程を修了した者が該当する。	
ニ 定期消費設備 調査	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{25 \times \text{年間実働日数【 】}}$ × $\frac{1}{4}$ 補助員を伴って調査を行う場合にあつては、25を3/4倍することができる。	
ホ 周 知	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{20,000}$	
ヘ 緊急時対応	消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{20,000}$	
ト 緊急時連絡	当該保安業務を行う事業所ごとの消費者戸数が2万戸以下の場合 消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{20,000}$ 当該保安業務を行う事業所ごとの消費者戸数が2万戸を超える場合 消費者戸数 $1 + (\text{【 】} - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	
小 計		

告示：第1条第2号

次の表の左欄に掲げる保安業務区分に係る認定を受けようとする場合にあつては、当該保安業務区分に係る算定式は、第一号の規定に関わらず、次表の右欄に掲げる方法によることができる。

告示第1条第2号の表

保安業務区分	算 定 式	保安業務 資格者数
イ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査	前表中ハ及びニの規定にかかわらず次の式により計算する。 消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{20 \times \text{年間実働日数【 】}}$ × $\frac{1}{4}$ 補助員を伴って点検を行う場合にあつては、20を3/4倍することができる。	
ロ 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうちの一又は二以上の保安業務及び周知を実施する場合	周知に係る保安業務資格者の数の算定については、前号の表中ホの規定にかかわらず次の式により計算するものとする。 消費者戸数 【 】 × $\frac{1}{40,000}$	
小 計		

合 計	告示第1条第1号の表の小計 + 告示第1条第2号の表の小計	
	必要数(小数点以下切り上げ)	
	確保している業務資格者数	
		良・否